

地方独立行政法人りんくう総合医療センター中期目標 対照表

①第1期中期目標	②第2期中期目標（現行）	③第2期変更点等	④第3期中期目標（案）	⑤備考（考え方）
<p>前文</p> <p>市立泉佐野病院は、関西国際空港に近接した交通の要所に位置し、大阪府立泉州救命救急センター（以下「救命救急センター」という。）、及び高度安全病床を有する感染症センターの運営を担うなど広域的な役割を果たしている。</p> <p>また、地域住民に救急医療、高度医療をはじめ、質の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関と連携し、地域住民の生命と健康を守る基幹病院として地域に貢献している。</p> <p>今後さらに公的病院としての使命を果たしていくためには、国の医療制度改革や医療を取り巻く社会環境の変化に迅速に対応し、人材確保をはじめ安定的に医療を提供していくことが求められる。これに応えるため、より機動的・弾力的な経営が可能となる地方独立行政法人に移行することとし、将来にわたって公的使命を果たしていくものとする。</p> <p>地方独立行政法人への移行後は、制度の特長を十分に活かした病院運営を行い、環境の変化への迅速対応、医療技術、資質の向上、及び経営基盤の安定化を図るとともに、患者満足度の高い医療サービスを提供していくことを求めるものである。</p>	<p>前文</p> <p><u>平成23年度から平成27年度までの第1期中期目標の期間中においては、地方独立行政法人制度の特徴を活かし、職員が一丸となって目標達成に取り組んだ結果、大阪府立泉州救命救急センターとの統合、地域医療支援病院の承認など、医療機能の向上が図られたところである。</u></p> <p><u>一方、財務内容については、病床稼働率の向上やESCO事業の導入など収支改善を図る施策を講じて一定の成果を上げているなかで、国の医療制度改革や医療を取り巻く社会環境の変化に迅速に対応するため人材確保や施設整備等に努めているが、収支不足の状態となっている。</u></p> <p><u>第2期中期計画の策定に当たっては、医療環境の変化に的確に対応しながら、地域の医療機関及び市と密に連携し、地域医療の水準の更なる向上を図るものとし、引き続き経営の効率化に積極的に取り組み、収支不足の解消を図ることとする。さらに患者や地域の信頼が高まるような良質な医療を提供していくことにより、健全な病院経営を目指すことを求めるものである。</u></p>	<p>・第2期においては、地域医療の水準の更なる向上をめざし、かつ、収支不足解消を図ることを第一義的な目標として変更</p>	<p>前文</p> <p><u>地方独立行政法人りんくう総合医療センターは、平成23年4月の設立以来、泉佐野市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的として運営してきた。</u></p> <p><u>病院運営は一旦赤字となったが、平成28年度から令和2年度までの第2期中期目標の期間中においては、資金不足を解消し経営基盤を安定化させるために、病院用地を活用した資金調達を行うとともに、平成29年度から2か年の財政再建プランに取り組むなど、職員が一丸となって目標達成に取り組んだ結果、黒字化へ経営改善が図られたところである。</u></p> <p><u>しかし、平成30年度末のバンコマイシン耐性腸球菌(VRE)の院内感染に引き続き、令和元年度からの新型コロナウイルス感染症拡大の病院経営に与える影響が懸念されるなか、地域における感染対策の指導的役割を果たすため、地元医師会、検疫所、保健所、市などと連携して事態の収束に努めているが、厳しい経営状況が予想される。</u></p> <p><u>一方で、人口減少や高齢化の進展による医療需要の変化については、地域医療構想を踏まえ、適正な病床の規模や医療機能の分化などについての検討に迫られている。</u></p> <p><u>こうした中、第3期中期計画の策定に当たっては、新型コロナウイルスなどの感染症対策には、引き続き対応しながら、地域の医療機関及び市と密に連携し、地域医療の水準の更なる向上を図るものとする。そのうえで、経営の効率化には、積極的に取り組み、収支不足の解消を図ることとする。さらに患者や地域の信頼が高まるような良質な医療を提供していくことにより、健全な病院経営を目指すことを求めるものである。</u></p>	<p>・第3期においては、コロナ感染対策を踏まえて、医療提供の安全の更なる向上をめざし、かつ、病院経営の安定化を第一義的な目標とする</p> <p>・地域医療構想を踏まえることを明記</p>

①第1期中期目標	②第2期中期目標（現行）	③第2期変更点等	④第3期中期目標（案）	⑤備考（考え方）
<p>第1 中期目標の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 質の高い医療の提供</p> <p>（1）災害医療・救急医療 大規模災害や近接する関西国際空港での事故などに備え、救命救急センターとの連携により災害拠点病院としての役割を充実させるとともに、災害等の際には、市の要請に応じて必要な医療を提供すること。また、救命救急センターとの連携により、重症救急や地域の医療機関で重症化した患者を幅広く着実に受け入れられる体制を確保し、一体となって地域の救急医療を担っていくこと。</p> <p>（2）小児医療・周産期医療 安心安全な分娩・子供の育成を確保するため、地域医療機関との連携及び役割分担をし、小児医療・周産期医療体制を維持すること。また、泉州広域母子医療センターは、機能の強化と運営の安定化に努めること。</p> <p>（3）高度医療・先進医療の提供 4疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）を中心に、民間レベルでは不採算となる高度かつ先進的な医療を提供するものとし、地域の医療水準の向上に貢献していくこと。</p> <p>2 医療水準の向上</p> <p>（1）医療職等の人材確保 医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師、医療技術職等の確保に努めること。また、そのために必要な魅力ある病院作りに努</p>	<p>第1 中期目標の期間 <u>平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。</u></p> <p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 質の高い医療の提供</p> <p>（1）災害医療・救急医療 大規模災害や近接する関西国際空港での事故などに備え、災害拠点病院としての役割を充実させるとともに、災害等の際には、市の要請に応じて必要な医療を提供すること。また、重症救急や地域の医療機関で重症化した患者を幅広く着実に受け入れられる体制を確保し、地域の救急医療を担っていくこと。</p> <p>（2）小児医療・周産期医療 安心安全な分娩・子供の育成を確保するため、地域医療機関との連携及び役割分担をし、周産期医療体制の維持及び小児医療体制の充実を図ること。また、泉州広域母子医療センターは、機能の強化と運営の安定化に努めること。</p> <p>（3）高度医療・先進医療の提供 4疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）を中心に、民間レベルでは不採算となる高度かつ先進的な医療を提供するものとし、地域の医療水準の向上に貢献していくこと。</p> <p>2 医療水準の向上</p> <p>（1）医療職等の人材確保 医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師、医療技術職等の確保に努めること。また、そのために必要な魅力ある</p>	<p>・法律上、3年以上5年以下の期間</p> <p>・救命救急センターを統合したことにより、関連文書を削除</p> <p>・地域住民の要望に応えるべく、小児医療体制は「維持」でなく「充実」に変更</p> <p>・前回と同様で必要</p> <p>・前回と同様で必要</p>	<p>第1 中期目標の期間 <u>令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。</u></p> <p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 質の高い医療の提供</p> <p>（1）災害医療・救急医療 大規模災害や近接する関西国際空港での事故などに備え、災害拠点病院としての役割を充実させるとともに、災害等の際には、市の要請に応じて必要な医療を提供すること。また、重症救急や地域の医療機関で重症化した患者を幅広く着実に受け入れられる体制を確保し、地域の救急医療を担っていくこと。</p> <p>（2）小児医療・周産期医療 安心安全な分娩・子供の育成を確保するため、地域医療機関との連携及び役割分担をし、周産期医療体制の維持及び小児医療体制の充実を図ること。また、泉州広域母子医療センターは、機能の強化と運営の安定化に努めること。</p> <p>（3）高度医療・先進医療の提供 <u>地域の医療機関と連携のもと、4疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）を中心に、高度急性期及び急性期機能を担う病院として、民間レベルでは不採算となる高度かつ先進的な医療の提供を追求するとともに医療の効率化を図り、地域の医療水準の向上に貢献していくこと。</u></p> <p>2 医療水準の向上</p> <p>（1）医療職等の人材確保 医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師、医療技術職等の確保に努めること。<u>また、職員の健康を守り、一人ひ</u></p>	<p>・法律上、3年以上5年以下の期間</p> <p>・5年スパン変更なし</p> <p>・前回と同様、必要不可欠な事項</p> <p>・前回と同様、必要不可欠な事項</p> <p>・前回と同様で必要</p> <p>・担うべき病床機能を明記</p> <p>・働き方改革への対応を追記</p>

①第1期中期目標	②第2期中期目標（現行）	③第2期変更点等	④第3期中期目標（案）	⑤備考（考え方）
<p>めること。</p> <p>（2）医療職の養成機能・医療技術の向上 幅広い診療能力を身に付けることができる臨床研修体制を構築することにより、将来の地域医療を支える医師を育成していくこと。また、医師、看護師等がさらにキャリアを積むことができる制度や体制を整え、専門性・医療技術の向上を図ること。</p> <p>3 患者・住民サービスの向上</p> <p>（1）診療待ち時間等の改善 外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等に取り組むこと。</p> <p>（2）患者中心の医療 患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者へのわかりやすい説明を行った上で、同意を得ること）を徹底するとともに、専門医療等に関して、必要な情報提供に努めること。</p> <p>（3）院内環境の快適性向上 患者や来院者により快適な環境を提供するため、病室・待合スペースその他の施設改修・補修をきめ細かく実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。</p> <p>（4）職員の接遇向上 患者サービス、満足度の向上（安心感・信頼感）とと</p>	<p>病院作りに努めること。</p> <p>（2）施設、医療機器等の計画的な整備 <u>病院建築後20年を迎える中、医療の安全性確保や診療機能充実に資する施設改修、及び医療機器・設備等の更新については、計画的に整備していくこと。</u></p> <p>3 患者・住民サービスの向上</p> <p>（1）診療待ち時間等の改善 <u>外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等に取り組むことにより、さらに患者サービスの向上に努めること。</u></p> <p>（2）患者中心の医療 患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者へのわかりやすい説明を行った上で、同意を得ること）を徹底するとともに、専門医療等に関して、必要な情報提供に努めること。</p> <p>（3）院内環境の快適性向上 <u>医療ニーズの変化に的確に対応し、患者や来院者により快適な環境を提供するため、病室・待合スペースその他の施設改修・補修をきめ細かく実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。</u></p> <p>（4）職員の接遇向上 患者サービス、満足度の向上（安心感・信頼感）</p>	<p>・「医療職の養成機能・医療技術の向上」については、後述の第3の2（3）と類似のため削除</p> <p>・20年の節目にあたって、施設改修、医療機器等の更新の必要性が高まってくることから明記</p> <p>・「更なる患者サービスの向上」を追記</p> <p>・前回と同様で必要</p> <p>・前回と同様で必要</p> <p>・一部表現の追記</p> <p>・前回と同様に必要</p>	<p><u>とりが能力を最大限に発揮できるよう、働き方改革に対応するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るなど、働きやすい病院づくりに取り組むこと。</u></p> <p>（2）施設、医療機器等の計画的な整備 病院建築後20年を超える中、医療の安全性確保や診療機能充実に資する施設改修、及び医療機器・設備等の更新については、計画的に整備していくこと。 <u>なお、医療機器の整備・更新については、費用対効果、地域の医療機関との連携、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断すること。</u></p> <p>3 患者・住民サービスの向上</p> <p>（1）診療待ち時間等の改善 外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等に取り組むことにより、さらに患者サービスの向上に努めること。</p> <p>（2）患者中心の医療 患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者へのわかりやすい説明を行った上で、同意を得ること）を徹底するとともに、専門医療等に関して、必要な情報提供に努めること。</p> <p>（3）院内環境の快適性向上 医療ニーズの変化に的確に対応し、患者や来院者により快適な環境を提供するため、病室・待合スペースその他の施設改修・補修をきめ細かく実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。</p> <p>（4）職員の接遇向上 患者サービス、満足度の向上（安心感・信頼感）</p>	<p>・引き続き、老朽化する医療機器・設備の更新を計画的に実施</p> <p>・償還債務が増加傾向であることから、費用対効果の検証を明記</p> <p>・前回と同様で必要</p> <p>・前回と同様で必要</p> <p>・前回と同様で必要</p> <p>・前回と同様に必要</p>

①第1期中期目標	②第2期中期目標（現行）	③第2期変更点等	④第3期中期目標（案）	⑤備考（考え方）
<p>もに、病院に対するイメージアップを図るため、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇向上に努めること。</p> <p>（5）ボランティアとの協働によるサービス向上 地域のボランティアを積極的に活用し、連携・協力して患者・市民の立場に立ったサービスの向上に努めること。</p> <p>（6）医療安全管理の徹底 医療法をはじめとする関係法令等を遵守することはもとより、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底し、職員個々の安全意識の向上を図り、住民に対して、安心な医療を将来にわたって提供していくこと。</p> <p>（7）電子カルテシステム導入等のOA化の推進 患者中心の医療の充実や安全性の向上等を図るため、電子カルテシステムの導入を進めるものとし、その他のシステムのOA化についても、効率性・実効性を検討しながら推進していくこと。</p> <p>4 地域医療機関等との連携強化 （1）地域の医療機関との連携 地域の医療機関との連携及び協力体制の充実を図り、病病・病診連携を推進すること。連携推進にあたっては、紹介された患者の受入れ及び患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図ること。</p> <p>（2）地域医療への貢献 地域の医療機関等の医療従事者を対象として、研修会や合同症例検討会を開催するなど、地域医療の水準向上及び医療機関間の連携体制の強化を図ること。また、市の保健担当部局とも協力して、健康講座の開催、その他</p>	<p>とともに、病院に対するイメージアップを図るため、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇向上に努めること。</p> <p>（5）ボランティアとの協働によるサービス向上 地域のボランティアを積極的に活用し、連携・協力して患者・市民の立場に立ったサービスの向上に努めること。</p> <p>（6）医療安全管理の徹底 医療法をはじめとする関係法令等を遵守することはもとより、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底し、職員個々の安全意識の向上を図り、住民に対して、安心な医療を将来にわたって提供していくこと。</p> <p>4 地域医療機関等との連携強化 （1）地域の医療機関との連携 地域の医療機関との連携及び協力体制の充実を図り、病病・病診連携を推進すること。連携推進にあたっては、紹介された患者の受入れ及び患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図ること。</p> <p>（2）地域医療への貢献 <u>地域医療支援病院として</u>、地域医療の水準向上及び医療機関間の連携体制の強化を図ること。また、市の保健担当部局が実施する事業（特に、小児医療・予防関係）に協力するとともに、健康講座の開催そ</p>	<p>・前回と同様で必要</p> <p>・前回と同様で必要</p> <p>・電子カルテ導入済のため削除</p> <p>・前回と同様で必要</p> <p>・市の保健担当部局が実施する事業の協力において、地域の課題である「小児医療・予防</p>	<p>とともに、病院に対するイメージアップを図るため、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇向上に努めること。</p> <p>（5）患者・住民への情報発信 市の保健担当部局が実施する事業（特に、小児医療・予防関係）に協力するとともに、<u>病院に対する理解や医療・健康に対する関心を深めるため、診療情報、経営状況、医療及び健康に関する情報等について、パンフレット、ホームページや健康講座等による情報発信を積極的に行うこと。</u></p> <p>（6）医療安全管理の徹底 医療法をはじめとする関係法令等を遵守することはもとより、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底し、職員個々の安全意識の向上を図り、住民に対して、安心な医療を将来にわたって提供していくこと。</p> <p>4 地域医療機関等との連携強化 （1）地域の医療機関との連携 地域の医療機関との連携及び協力体制の充実を図り、病病・病診連携を強化すること。連携強化にあたっては、紹介された患者の受入れ及び患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図ること。</p> <p>（2）地域医療への貢献 地域医療支援病院として、地域医療の水準向上及び<u>地域医療機関や介護・福祉施設等との連携体制の強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの中で、地域において切れ目なく在宅医療等につなげるた</u></p>	<p>・ボランティアとの協働に留まらず、幅広い手法により、住民啓発の向上を求めるため全改正</p> <p>・前回と同様で必要</p> <p>・前回と同様で必要</p> <p>・推進から強化へ</p> <p>・前回と同様で必要</p> <p>・地域包括ケアシステムへの推進について追記</p>

①第1期中期目標	②第2期中期目標（現行）	③第2期変更点等	④第3期中期目標（案）	⑤備考（考え方）
<p>予防医療について住民啓発を推進すること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 運営管理体制の確立</p> <p>地方独立行政法人として、自律性・弾力性・透明性の高い病院運営を行えるよう、理事会・事務局などの体制を整備するとともに、中期目標、中期計画及び年度計画を着実に達成できる運営管理体制を構築すること。</p> <p>2 効率的・効果的な業務運営</p> <p>（1）業務執行体制の弾力的運用</p> <p>医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況に迅速に対応するため、医師等の配置を適切かつ、弾力的に行うとともに、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用を図ることにより、効率的・効果的な業務運営に努めること。</p> <p>（2）新たな給与制度の導入</p> <p>地方独立行政法人法の規定に基づき、職務給・能率給の原則に立った給与制度を導入し、適切に運用すること。</p> <p>（3）モチベーション向上につながる評価制度の導入</p> <p>職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事・昇任管理等を行えるよう、人材育成及びモチベーション向上につながる公正で客観的な人事評価システムの導入を図ること。</p> <p>（4）職員の職務能力の向上</p> <p>医療職の資格取得も含めた教育研修プログラムを整備することはもとより、医療技術職についても研修プログラム等を充実し、専門性の向上に努めること。また、事務職については、病院特有の事務及び財務会計等に精通している職員を採用するとともに、職員の育成に努</p>	<p>の他予防医療について住民啓発を推進すること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 運営管理体制の強化</p> <p>地方独立行政法人として、自律性・弾力性・透明性の高い病院運営を行えるよう、<u>経営戦略の機能を強化した運営管理体制を構築すること。</u></p> <p>2 効率的・効果的な業務運営</p> <p>（1）目標管理の徹底</p> <p><u>中期目標等を着実に達成できるよう、各種指標の目標値を設定し、PDCA サイクルによる効果検証、業務プロセスの改善など、目標管理を徹底すること。</u></p> <p>（2）人事給与制度</p> <p><u>これまでの給与水準等の適正化を図りつつ、職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事・昇任管理等を行えるよう、人材育成及びモチベーション向上につながる公正で客観的な人事評価システムの改善を行うとともに、適正な評価に基づく給与制度を構築して運用すること。</u></p> <p>（3）職員の職務能力の向上</p> <p><u>研修の充実を図り、職務、職責に応じた能力の発揮や専門性の向上に努めること。また、事務部門においては、病院経営の専門的知識や経営感覚に優れた人材を育成し、組織としての経営の専門性を高めること。</u></p>	<p>関係」について明記</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部表現の整理 「収支不足解消を図る」目的から表現の整理 「目標管理の徹底」を明記 「（2）新たな給与制度の導入」と「（3）モチベーション向上につながる評価制度の導入」の内容を「（2）人事給与制度」に集約し整理 給与水準等の適正化を明記 前回と同様で必要 医療職の養成、研修関係をこの項目に集約 	<p><u>め、的確な情報連携を図ること。</u>また、市の保健担当部局が実施する事業（特に、小児医療・予防関係）に協力するとともに、健康講座の開催その他予防医療について住民啓発を推進すること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 運営管理体制の充実</p> <p><u>外部評価等を活用し、病院の基本理念や使命を全職員が理解した上で、経営状況や問題点を共有し、効率的かつ効果的な業務運営の改善を組織全体で図ること。</u></p> <p>2 効率的・効果的な業務運営</p> <p>（1）目標管理の徹底</p> <p>中期目標等を着実に達成できるよう、各種指標の目標値を設定し、PDCA サイクルによる効果検証、業務プロセスの改善など、目標管理を徹底すること。</p> <p>（2）人事給与制度</p> <p>職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事・昇任管理等を行えるよう、人材育成及びモチベーション向上につながる公正で客観的な人事評価システムの改善を行うこと。</p> <p><u>また、人材確保などに配慮したうえで、給与水準の見直しや時間外勤務手当等の適正化を図るとともに、適正な職員配置に努めること。</u></p> <p>（3）職員の職務能力の向上</p> <p>研修の充実を図り、職務、職責に応じた能力の発揮や専門性の向上に努めること。また、事務部門においては、病院経営の専門的知識や経営感覚に優れた人材を育成し、組織としての経営の専門性を高めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営管理体制の構築については、当初の目的を達成している。今後は、病院機能評価等による仕組みを活用し継続的な取組みを実施するため全改正 前回と同様で必要 内部統制、コンプライアンス遵守、労務管理の徹底は、第5その他事業として別途指示 適正な職員配置、労務管理への対応、給与水準の見直しを明記 前回と同様で必要

①第1期中期目標	②第2期中期目標（現行）	③第2期変更点等	④第3期中期目標（案）	⑤備考（考え方）
<p>め、事務部門の職務能力の向上を図ること。</p> <p>（5）予算執行の弾力化等 中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を図ること。また、複数年度契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の節減等に努めること。</p> <p>（6）病院機能評価の活用 病院機能評価の評価項目に基づき、定期的にチェックし、病院運営の改善に努めること。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 1 資金収支の改善 公的使命を果たせる経営基盤を確保するため、不良債務が生じないよう、資金収支を改善させること。また、資金収支の改善にあたっては、市の負担を減らし、自立できるよう努めること。</p> <p>2 収入の確保と費用の節減 （1）収入の確保 病床利用率の向上、及び診療報酬改定や健康保険法等の改正への的確な対処により収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止・早期回収など、収入の確保に努めること。</p> <p>（2）費用の節減 業務委託契約等の見直し、材料の統一化、後発医薬品の採用促進、その他消耗品費等の経費節減の徹底など、費用の節減に努めること。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項 1 感染症対策 特定感染症指定機関として、近接する関西国際空港で海外から持ち込まれる新たな感染症の発生などに対応</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 1 資金収支の改善 公的使命を果たせる経営基盤を確保するため、<u>キャッシュフローを重視し、資金収支を改善させること</u>。また、資金収支の改善にあたっては、市の負担を減らし、自立できるよう努めること。</p> <p>2 収入の確保と費用の節減 （1）収入の確保 病床稼働率の向上及び診療報酬改定等への的確な対処により収益を確保するとともに、未収金の未然防止・早期回収など、収入の確保に努めること。</p> <p>（2）費用の節減 <u>職員全員がコスト意識を持って、材料費比率の目標管理や経費削減の徹底など、費用の節減に努めること</u>。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項 1 感染症対策 特定感染症指定機関として、近接する関西国際空港で海外から持ち込まれる新たな感染症の発生など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」の「1 運営管理体制の強化」に含まれるものとして削除 ・「2 効率的・効果的な業務運営」の「(1) 目標管理の徹底」に含まれるものとして削除 ・病院が提供すべき医療機能の充実と資金収支の改善の両立に向けて最大限努力することを明記 ・一部表現の整理 ・前回と同様で必要 ・職員全員のコスト意識を追記 ・前回と同様で必要 	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 1 資金収支の黒字維持 公的使命を果たせる経営基盤を確保するため、<u>キャッシュフローを重視し、資金収支の黒字を維持すること</u>。また、資金収支の改善にあたっては、市の負担を減らし、自立できるよう努めること。</p> <p>2 収入の確保と費用の節減 （1）収入の確保 病床稼働率の向上及び診療報酬改定等への的確な対処により収益を確保するとともに、未収金の未然防止・早期回収など、収入の確保に努めること。</p> <p>（2）費用の節減 職員全員がコスト意識を持って、<u>人件費比率や材料費比率の目標管理や経費削減の徹底など、費用の節減に努めること</u>。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項 1 感染症対策 特定感染症指定機関として、近接する関西国際空港で海外から持ち込まれる新たな感染症の発生など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資金不足に陥ることなく黒字を維持すること ・前回と同様で必要 ・前回と同様で必要 ・人件費比率を追記 ・前回と同様で必要 ・感染影響に対する回復対応を追記

①第1期中期目標	②第2期中期目標（現行）	③第2期変更点等	④第3期中期目標（案）	⑤備考（考え方）
<p>できる体制の確保その他の危機管理機能の充実を図ること。また、新型インフルエンザなど地域での感染症対策の核となる役割を果たすべく、地区医師会と連携協力しながら対応できる体制を確保すること。</p> <p>2 救命救急センターとの円滑な統合 救急医療機能の充実、運営の効率化等の観点から府と協働し、救命救急センターとの一体的な運営を行うため、円滑に統合できるよう進めること。</p> <p>3 泉州南部における公立病院の機能再編 泉州南部の地域医療水準向上と持続可能な体制の構築に向けて、阪南市立病院・市立貝塚病院との機能再編を進めることとし、各病院の機能分担を明確化し、それぞれの長をを活かしながら、効率的で質の高い医療提供体制の実現をめざすこと。</p>	<p>に対応できる体制の確保その他の危機管理機能の充実を図ること。また、新型インフルエンザなど地域での感染症対策の核となる役割を果たすべく、地区医師会と連携協力しながら対応できる体制を確保すること。</p> <p>2 国際医療交流拠点づくり地域活性化総合特区の活用及び協力 <u>りんくうタウンにおいて総合特区に係る医療機関等が立地していく中で、総合特区を活用した国際診療の充実を図るとともに、関係医療機関と協力して、りんくうタウンのまちづくりに寄与するよう努めること。</u></p>	<p>・完了により削除</p> <p>・「機能分担の明確化」など一定済のため削除</p> <p>・第2期中期計画期間中に、特区に係る医療機関等がオープン予定であり、連携・協力を求めるため追加</p>	<p>に対応できる体制の確保その他の危機管理機能の充実を図ること。また、<u>新型コロナウイルス</u>など地域での感染症対策の核となる役割を果たすべく、地区医師会と連携協力しながら対応できる体制を確保すること。</p> <p><u>なお、感染拡大に伴い病院経営が悪化する場合は、その影響を最小限にするとともに、感染終息後の病院経営を回復させるあらゆる手立てを講じること。</u></p> <p>2 国際医療交流拠点づくり地域活性化総合特区の活用及び協力 <u>りんくうタウンにおいて、地域活性化総合特区の事業として国際医療交流の推進が図られている中、引き続き、医療通訳の確保及び育成に努めるとともに、外国人患者への医療サービスの充実を図り、関係医療機関と協力して、りんくうタウンのまちづくりに寄与するよう努めること。</u></p> <p>3 コンプライアンスの推進 <u>医療法や労働諸法令など関係法令を遵守するとともに、内部統制を着実に推進し適切な業務運営を行うこと。また、適切な情報管理と情報セキュリティ対策を講じるとともに、職員への周知を徹底すること。</u></p> <p>4 地域医療構想への対応について <u>地域の医療需要等を踏まえ、適正な病床数や医療機能の分化について検討するとともに、病院の医療資源や医療機能の効果的・効率的な活用を検証すること。また、地域医療全体の機能向上のため、医療連携や広域連携について検討するなど、地域医療構想への対応については市に協力すること。</u></p>	<p>・総合特区の指定及び総合特区計画が認定され、令和2年度で一定の評価期間が終了する中、引き続き、病院の取組みは継続</p> <p>・法改正に基づき、コンプライアンスの推進を明記</p> <p>・地域医療構想を踏まえて、医療連携や広域連携について検討すること。</p>